

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員等の全てのステークホルダーの皆様の信頼を得るため、コーポレートガバナンスの一層の充実に向けて経営の監督機能を維持・強化して企業価値の最大化を図り、社会的責任を果たすべく環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するものです。併せて、経営の健全性の充実を図るとともに事業の透明性を高めるべく適切な情報開示に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則すべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小川雄也	466,100	18.26
小川真也	371,800	14.57
ルコンテ小川珠里	358,500	14.05
小川サトノ	200,000	7.84
高谷正一	169,800	6.65
桜井誠	96,400	3.78
株式会社西京銀行	56,800	2.23
TRUCK-ONE役員持株会	54,100	2.12
林茂生	20,000	0.78
末松國彦	19,700	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無	小川雄也、小川真也、ルコンテ小川珠里
-----------------	--------------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 Q-Board
-------------	------------

決算期	12月
-----	-----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引については、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、当社及び少数株主に不利益とならないよう適切に対応して参ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
廣瀬隆明	公認会計士													
武田京子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- g 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- h 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- i 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣瀬隆明				廣瀬隆明氏は、公認会計士としての豊富な経験や実績、幅広い見識を有し、他社の監査役を歴任しており、当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
武田京子				武田京子氏は、弁護士の業務に携わり法律の専門家として長年の経験と幅広い見識を有しており、当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務に関しては、管理本部にて補助する体制としており、専従者を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当者は定期的な会議を含め、必要に応じて意見・情報交換を行うことで連携を深めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入しており、業績向上のインセンティブとなっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年12月期において、取締役に支払った年間報酬額は、66,090千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬等につき、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された限度額の範囲内で、役位、職責、在籍年数に応じ他社水準、当社の業績、従業員給与水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業務執行取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ決定しております。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容についての委任を受け、基本方針に基づいて各取締役の基本報酬額を決定することとしております。

報酬等の額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

当事業年度におきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については取締役会において代表取締役社長に一任して決定しており、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会開催の都度、事前に情報伝達を行うとともに、経営に与える影響が大きい議案に関しては事前確認を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役会

取締役会は、9名で構成されております。広い見地からの意思決定、業務執行の監督を行っており、原則として毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

2. 経営会議

取締役会の方針により、業務執行を決定する決議機関として経営会議を開催しております。メンバーは、取締役(監査等委員である者を除く。)で構成し、オブザーバーとして監査等委員である取締役が参加できることとしております。

3. 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されております。毎月の定例監査等委員会と必要に応じ臨時監査等委員会を開催し、監査に関する情報交換を行い、監査機能の充実を図るとともに会計監査人や内部監査担当者との連携によって実効性のある監査を行っております。

4. 会計監査人

当社は、会計監査人としてACアーネスト監査法人を選任しており、同監査法人により適切な監査が実施されております。また、同監査法人は、監査の実施結果を監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて監査等委員会と情報交換を行うことにより相互の連携を深めております。なお、当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、ACアーネスト監査法人に所属する和田治郎、大森浩二の2名であり、当該業務に係る補助者は、公認会計士4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社を経営形態としております。取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)が経営の意思決定に関わることにより、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能を強化することができ、コーポレートガバナンスを更に充実させるとともに経営の効率化を図ることが可能であると判断し、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL: https://www.truck-one.com 社長メッセージ、企業理念、財務情報(有価証券報告書、四半期報告書、決算短信)、各種IR資料等を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR委員会を設置して、管理本部にIR兼任者を配置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ等における財務情報等の公開を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、その運用状況を監査等委員会及び内部監査担当者が連携し、社内の各業務が経営方針や社内規程・会計方針に準拠して行われているか、効率的に行われているか、法令遵守しているかといった観点から統制を検証する体制としております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の経営理念に基づく経営方針、定款、その他の社内規程及び社会規範等を遵守した行動基準を定めております。内部監査を定期的を実施し、各業務部門の職務執行としての企業活動が法令、定款及びその他の社内規程等に適合することを確保する体制としております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理に関しては、法令及び「文書管理規程」等関連する社内規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し適切に保存して管理しております。また、取締役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役及び各部門担当取締役は「組織規程」「職務権限規程」「インサイダー取引防止規程」「株式取扱規程」「内部情報管理規程」「経理規程」「購買管理規程」「生産管理規程」「販売管理規程」「内部監査規程」等に基づき部門ごとのリスクを体系的に管理しております。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程に定めている付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを遵守し重要事項の決定を行っております。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務補助にあたっては管理本部が担当する態勢としており、専従者を設けておりませんが、監査等委員会により専従者を要する状況と判断された場合は、速やかに使用人を選任し、監査等委員会の指揮命令のもとで業務を補助する体制としております。

6. 取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、必要な報告及び情報提供を行うこととしております。監査等委員である取締役は、取締役会の他に経営会議その他重要な会議に出席することができ、業務執行状況を検証できる体制としております。

7. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、効率的な監査を実施しております。また、監査等委員会と代表取締役は定期的に情報及び意見の交換を行い、相互の意思疎通を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に向けた社会的責任を十分に認識し、以下の「反社会的勢力の対応に係る基本方針」を定めて業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

- (1)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。
- (2)反社会的勢力との取引防止、関係遮断、不当要求排除にあたっては、外部専門機関と積極的に連携して対応します。
- (3)反社会勢力に対する裏取引、資金提供及び不適切な便宜供与は行いません。
- (4)反社会的勢力による不当請求があった場合は、法的措置も辞さず、断固たる態度で対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

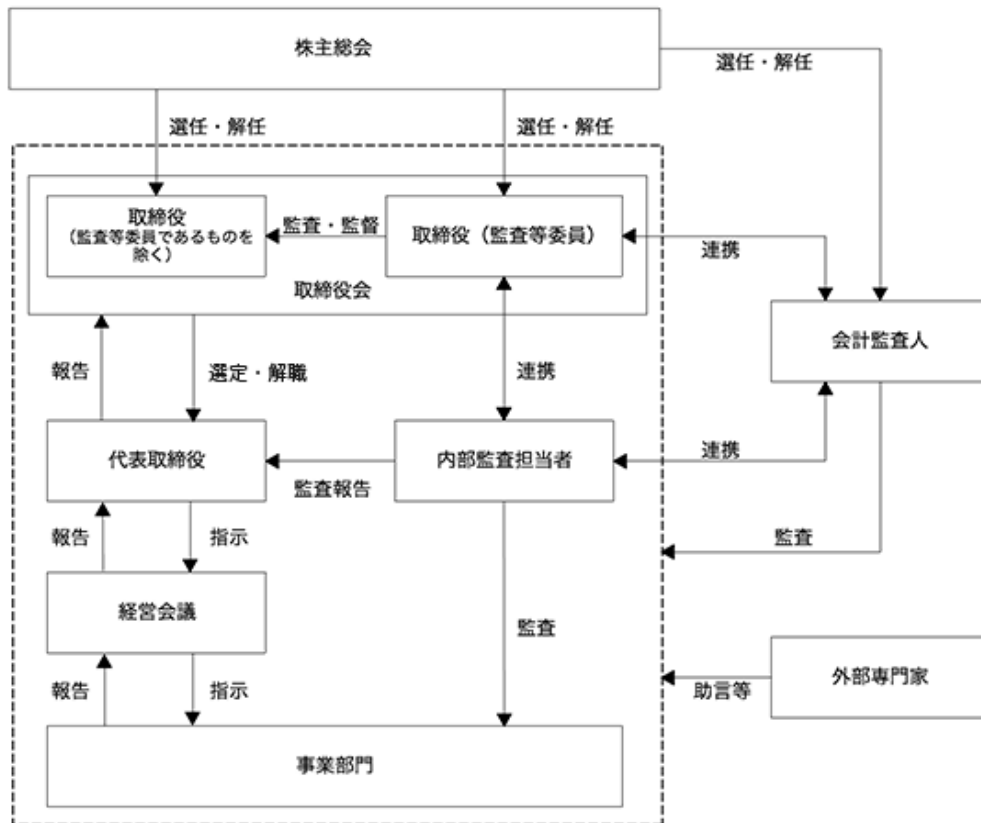
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の業務執行・経営監視
及び内部統制の仕組み



適時開示体制

